

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わることができています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされる場所へ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 子どもの権利について知っている区民の割合	—	上昇	上昇	%
2 守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	24.8 (5年度)	23.0	20.0	%
3 「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	69.3 (5年度)	72.0	75.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利擁護の推進 【重点】
- 2 子どもの意見表明・参画の推進 【重点】
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 5 ヤングケアラー支援の推進 【重点】

※1 社会的養育:虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること
 ※2 子どもの権利:「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

1 子どもの権利擁護の推進

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるよう取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
事業量	子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
	—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 検討・実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 検討・実施
	経費(百万円)	1	0	0	1

2 子どもの意見表明・参画の推進

【重点】

子どもに関わる事柄について、子どもが当事者として意見や思いを自分の望む方法で表明できる環境を整え、子どもと大人が共に考え、創り上げていける社会を目指し、広く意識の醸成を図っていきます。また、子ども施策について、子どもの意見を反映させていくために、必要な取組を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
	—	子ども施策への子どもの意見の反映	—	—	子ども施策への子どもの意見の反映
	経費(百万円)	1	0	0	1

3 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、令和5年度(2023年度)に実施した実態調査の結果も踏まえて、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等の必要な支援が必要なところへ届くよう、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進
	子どもと子育て家庭の実態調査 実施	—	—	子どもと子育て家庭の実態調査 実施	子どもと子育て家庭の実態調査 実施
	経費(百万円)	1	0	12	13

4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築

【重点】

令和8年度(2026年度)の区立児童相談所開設を見据え、要支援児童等を対象とする支援策の充実・強化や社会的養育を推進する環境を整備するとともに、高度な専門性を備えた人材の育成・確保に取り組むなど、子どもの命と安全を守る児童相談体制を構築します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	区立児童相談所の開設 設計 0.7所	区立児童相談所の開設 設計 0.3所 解体 建設 0.2所	区立児童相談所の開設 — — 建設 0.6所	区立児童相談所の開設 — — 建設 0.2所 開設	区立児童相談所の開設 設計 0.3所 解体 建設 1所 開設
	児童福祉・母子保健の一体的相談支援※1 機能整理	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施
	子ども家庭相談・児童相談所システム 検討・準備	子ども家庭相談・児童相談所システム 準備	子ども家庭相談・児童相談所システム 構築・稼働	子ども家庭相談・児童相談所システム 稼働	子ども家庭相談・児童相談所システム 準備・構築・稼働
	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施
	子どもアドボカシー※2 研修の実施	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成
	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 調査・研究	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 準備・実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施・拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 準備・実施
	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 親子再統合支援 里親支援センター 調査・研究	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 検討 里親支援センター 検討	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 準備 里親支援センター 準備	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 実施 里親支援センター 実施	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 検討・準備・実施 里親支援センター 検討・準備・実施
	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化
	経費(百万円)	954	431	1,737	3,122

※1 児童福祉・母子保健の一体的相談支援:区では、子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健部門が連携して、子ども、子育て世帯、妊産婦に一体的な相談支援を行う体制を整備し、令和6年度(2024年度)施行の改正児童福祉法により設置が努力義務とされた「子ども家庭センター」として位置付ける

※2 子どもアドボカシー:子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと

5 ヤングケアラー支援の推進

【重点】

ヤングケアラーを早期に見出し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。このため、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づき、負担の軽減につなげることができるよう取り組んでいきます。また、小中学生を対象とした調査に続き、高校生世代を対象とした調査を行い、就労や進学のためにより社会から孤立し潜在化する前に状況を把握し、必要な支援策の構築に取り組んでいきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施
	実態調査 準備・実施	実態調査(高校生世 代) 検討・実施	—	—	実態調査(高校生世 代) 検討・実施
	支援事業 検討・準備	支援事業 検討・準備	支援事業 実施	支援事業 実施	支援事業 検討・準備・実施
経費(百万円)		8	1	1	10

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

子どもたちがその成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安心して自由に自分らしく過ごすことができる居場所を確保していきます。
 また、子ども・青少年が自主性・社会性を身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

施策の現状と課題

- 子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるなど、多様な居場所の充実が求められています。
- 子どもたちが、未来へ自信をもつてのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもの成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安全・安心に過ごせる多様な居場所が確保されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人のかかわりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度	放課後等居場所事業の利用者アンケート



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度	94.2 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 より良い子どもの居場所づくりの推進 【重点】
- 2 次世代育成基金の活用推進
- 3 地域における子育て支援体制の充実 【再掲】 (施策20-2)
- 4 学童クラブの整備・充実 【再掲】 (施策20-5)

2 次世代育成基金の活用推進

次代を担う子どもたちが、経済的な理由にかかわらず、様々な体験に触れることで、将来の夢に向かって健やかに成長していけるよう、できるだけ多くの子どもに、次世代育成基金を活用した体験・交流事業への参加機会を提供するとともに、引き続き、基金趣旨の一層の周知と、寄附募集の取組を推進していきます。

また、基金創設から10年以上が経過したことから、これまでの基金の活用方法や内容を踏まえながら、必要に応じて、活用方法等の見直しを行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	基金を活用した体験・ 交流事業の実施 区主催事業 8事業 参加者345人	基金を活用した体験・ 交流事業 実施	基金を活用した体験・ 交流事業 実施	基金を活用した体験・ 交流事業 実施	基金を活用した体験・ 交流事業 実施
	民間主催事業(基金活 用事業助成) 4事業 参加者372人	民間からの基金活用事 業の提案公募 実施	民間からの基金活用事 業の提案公募 実施	民間からの基金活用事 業の提案公募 実施	民間からの基金活用事 業の提案公募 実施
	経費(百万円)	0	0	0	0

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

社会状況の変化に伴い多様な働き方やライフスタイルに合わせた子育て支援が求められている中、多様化するニーズに的確に対応するため、妊娠期からの切れ目ない支援を拡充し、子育てに対する不安や負担を軽減する取組を進めることにより、地域で安心して子育てできる環境の更なる整備・充実を図ります。

あわせて保育、学童クラブの運営の質の確保・向上に向けた取組をより一層推進するとともに、学童クラブの待機児童解消のための取組を行うなど、様々な家庭の形態やライフステージに応じた支援の充実を図ります。

施策の現状と課題

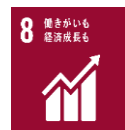
- 不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実が求められています。
- 子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。
- 保育施設の増加と様々な種別の保育施設が運営されている状況を踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、更なる保育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいく必要があります。また、多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められています。
- 年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。
- ひとり親は、子育てと生活の基盤を支える役割をひとりで担わなければならないことから負担が大きく、住居や収入等様々な場面で困難に直面する場合があります。家庭環境に左右されず親も子どもも安心して生活できるよう各家庭個別の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

計画最終年度の目標

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。
- ひとり親家庭に対する様々な支援の制度が整い、すべての家庭が個々の状況に応じて自立して安定した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合	区民意向調査
2	今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	乳幼児健康診査時アンケート
3	保育所利用者の満足度	福祉サービス第三者評価
4	学童クラブ待機児童数	翌年度4月時点の待機児童数
5	学童クラブ利用者の満足度	福祉サービス第三者評価



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合	59.1 (4年度)	65.0	70.0	%
2 今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.4 (4年度)	98.0	98.0	%
3 保育所利用者の満足度	93.2 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%
4 学童クラブ待機児童数	280 (5年4月)	80	0	人
5 学童クラブ利用者の満足度	91.4 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 **【重点】**
- 2 地域における子育て支援体制の充実
- 3 保育の質の向上 **【重点】**
- 4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 **【重点】**
- 5 学童クラブの整備・充実
- 6 ひとり親家庭支援の充実
- 7 就学前教育の充実 **【再掲】** (施策22-3)

1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実

【重点】

妊娠期から保健師等の専門職がかかわり、一緒に育児プランを作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業^{※1}、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問^{※2}など出産・子育て相談支援事業(ゆりかご事業)を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

また、経済的負担の大きい特定不妊治療費(先進医療)の一部を助成するとともに、ICTを活用して在宅のまま受けられる不妊相談を実施するなど利便性の向上を図っていきます。さらに、減少する産科医・助産師への支援を行い、区内で安心して出産できる環境を整えます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス ^{※3}	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 13,350人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス
	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施
	出産・子育て応援事業 ^{※4} 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施
	バースデーサポート事業 ^{※5} 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施
	特定不妊治療費助成	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 2,430件
	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施
	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 2,100件
経費(百万円)	705	916	916	2,537	

※1 産後ケア事業:生後6か月未満の子と母を対象に、宿泊や日帰り産後ケアを行い、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るなど、健やかに育児をできるよう支援する事業

※2 すこやか赤ちゃん訪問:生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、育児に関する相談、子育てに関する情報提供等を行い、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図る事業

※3 あそびのグループ・あそびのグループプラス:1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児を対象にした親子参加型のグループ活動を行い、保護者の子どもへのかかわり等についての助言や、幼稚園等への円滑な通所に向けた支援を図る事業

※4 出産・子育て応援事業:妊娠届け出時(ゆりかご面接)や出生届出後の訪問時(すこやか赤ちゃん訪問)の伴走型相談支援と同時に経済的支援も行う事業

※5 バースデーサポート事業:乳幼児健康診査など行政が関わる機会の少ない2歳児を育てる家庭に対し、アンケート実施や子育てに関する情報提供等を行い、相談支援体制を強化することを目的とした事業

2 地域における子育て支援体制の充実

これまでの地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザ^{※1}や地域子育てネットワーク事業^{※2}等の取組については、令和6年度(2024年度)に策定予定の「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、令和7年度(2025年度)以降、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図るとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※3}のほか、一時預かり事業^{※4}や子育て応援券^{※5}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計7所)	子ども・子育てプラザの運営 7所	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり
	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施			
	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施
	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施
	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施
	訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施
	一時預かり事業実施	一時預かり事業拡充	一時預かり事業実施	一時預かり事業実施	一時預かり事業拡充・実施
子育て応援券事業実施	子育て応援券事業実施	子育て応援券事業実施	子育て応援券事業実施	子育て応援券事業実施	
	経費(百万円)	750	770	765	2,285

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※3 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※4 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※5 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などとかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	—	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園
	経費(百万円)	479	25	25	529

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労等の有無に依らない保育所等の利用に関する国や都の動向を注視し、子どもの育ちや子育て支援の充実等の観点から、保育所の活用を検討します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※3} 15園実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施
	病児保育室 4所	病児保育室 新規1所 (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援 検討	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施
	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実 検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実 検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実 検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実 検討	私立幼稚園との連携による幼児期における育ちの場の充実 検討
	経費(百万円)	14	2	2	18

※1 病児保育:病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所:児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 障害児指定園:障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組みます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)		
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	(仮称)杉並区子ども居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子ども居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子ども居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)			
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施
経費(百万円)		159	8	8	175

6 ひとり親家庭支援の充実

支援が必要なひとり親家庭に対し、ホームヘルプサービスや就労のための資格取得を支援するなど、個々の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うことにより、環境に左右されない子どもの育ちを支えていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ひとり親家庭相談 実施 4,700件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 15,000件
	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 90世帯
	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施
	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施
経費(百万円)		25	25	25	75

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

障害の種別や程度にかかわらず、障害児が身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業^{※1}など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児^{※2}が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

施策の現状と課題

- 区内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が不足しており、身近な地域で療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、事業所の開設を進め、受け入れ体制を確保する必要があります。
- 学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児等コーディネーター^{※3}の配置により、保健、医療、福祉、教育等の各分野にまたがる支援が連携し提供できる体制が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合	区内事業所通所者数÷通所者数
2	重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	—
3	医療的ケア児の通園、通学等施設数(か所)	医療的ケア児等コーディネーターの調整により、医療的ケア児の受け入れを行う区立保育園等・区立学童クラブ・区立学校の施設数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合	93.3 (4年度)	98.0	100	%
2 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	33 (4年度)	55	85	人
3 医療的ケア児の通園、通学等施設数(か所)	12 (5年4月)	21	33	施設

施策を構成する実行計画事業

- 1 未就学児の療育体制の充実 【重点】
- 2 学齢期の障害児支援の充実 【重点】
- 3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 【重点】

※1 放課後等デイサービス事業:学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

※2 医療的ケア児:日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)

※3 医療的ケア児等コーディネーター:保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等に対しサービスを紹介するとともに、医療的ケア児とその保護者及び関係機関をつなぐ役割を持つ

1 未就学児の療育体制の充実

【重点】

人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所施設で必要な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばで通所送迎も含めた受け入れ体制を整えます。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所^{*1}に運営助成を行うとともに、新規事業所の開設促進により、受け入れ体制を拡大します。また、児童が通う保育園や幼稚園、学校等に専門職が訪問し、連携しながら、児童がより良い集団生活が送れるよう支援します。さらに、こども発達センターが地域の中核的な療育施設としての地域支援機能^{*2}を発揮し、区内の児童発達支援事業所を支援するなど、地域での療育体制の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営
	児童発達支援事業所(累計17所)	児童発達支援事業所 新規2所 (累計19所)	児童発達支援事業所 新規1所 (累計20所)	児童発達支援事業所 新規1所 (累計21所)	児童発達支援事業所 新規4所 (累計21所)
	保育所等訪問支援 350件	保育所等訪問支援 400件	保育所等訪問支援 425件	保育所等訪問支援 450件	保育所等訪問支援 1,275件
	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 2講座 療育講座 4講座	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 2講座 療育講座 4講座 事業所支援 6施設	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 2講座 療育講座 4講座 事業所支援 6施設	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 2講座 療育講座 4講座 事業所支援 6施設	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 6講座 療育講座 12講座 事業所支援 18施設
	経費(百万円)	93	99	102	294

※1 児童発達支援事業所:発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援(療育)を行う、都の指定を受けた事業所

※2 地域支援機能:療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者が、専門相談や、支援講座等を通じて、子どもへの適切なかわりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること

2 学齢期の障害児支援の充実

【重点】

重症心身障害児放課後等デイサービスについて、補助内容の充実を図ることで、新規事業所の開設を促進するとともに、質の高いサービスを安定して提供できるよう運営を支援します。また、放課後等デイサービスについても、区内の事業所数が不足しているため、新規開設を促進するとともに、事業所が事業継続できるよう運営を支援します。

障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後の居場所について組織横断的な検討を進め、対応策を検討します。学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなぐほか、学校と連携して低学年期の子ども発達の幼児期から就学後へ切れ目なく支援することで、学校や地域生活の充実に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所(累計4所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所 新規1所 (累計5所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所 新規1所 (累計6所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所 整備検討 (累計6所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所 新規2所 (累計6所)
	放課後等デイサービス事業所(累計20所)	放課後等デイサービス事業所 新規2所 (累計22所)	放課後等デイサービス事業所 新規2所 (累計24所)	放課後等デイサービス事業所 新規2所 (累計26所)	放課後等デイサービス事業所 新規6所 (累計26所)
	障害児の中学生以降の放課後の居場所 検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所 検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所 検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所 実施	障害児の中学生以降の放課後の居場所 検討・実施
	学齢期の発達障害児の相談・療育 実施	学齢期の発達障害児の相談・療育 実施	学齢期の発達障害児の相談・療育 実施	学齢期の発達障害児の相談・療育 実施	学齢期の発達障害児の相談・療育 実施
経費(百万円)	136	152	159	447	

3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

【重点】

医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で日常生活及び社会生活を営むために、併行通園^{※1}等の実施を推進するとともに、区に医療的ケア児等コーディネーターを配置して、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を促すなど、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園等での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園等での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園等での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園等での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施
	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施
	経費(百万円)	81	81	81	243

※1 併行通園：障害児通所支援事業所を利用する医療的ケア児が保育園や学童クラブにも通園することで、医療的ケア児の受け入れを促進する取組

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

グローバル化や情報化が進展し、人々の生き方が多様化する中で、子どもたちには、人とのつながりと信頼を実感し、違いを認め生かし合いながら自分らしく学ぶことを通して、生涯にわたって学び続ける力を育む必要があります。そのために、教員と様々な専門職、就学前教育施設・小学校・中学校間の連携や、家庭・地域・学校の協働をより一層充実させるとともに、すべての子どもが学校づくりの主体となり、自分たちの学びが社会をつくることを実感できる学校教育を推進します。

施策の現状と課題

- 「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、これまで取り組んできた学力・体力等の向上を土台として、子ども一人ひとりに応じた学びと他者と協力する学びを一体的に充実させることが必要です。
- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、教員の長時間労働が大きな課題となっていることから、教員の負担軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。
- 自分たちの学びが社会をつくるとの実感を伴って学び続ける力を育むためには、チーム学校^{※1}や地域運営学校(学校運営協議会)^{※2}の取組を充実し、幼保小連携・小中一貫教育等の取組を通して、子どもたちが多様な他者と協働しながら切れ目なく学ぶことのできる環境を整えることが重要です。
- 児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末を活用し、子どもたちの学びを一層充実させるためには、教員がICTを活用した指導力を向上するために必要となる実践的な知識や技術を学ぶ必要があります。

計画最終年度の目標

- 子どもたちが探究の主体となって、自分らしい学びと他者と協力する学びを一体的に進めることにより、生涯にわたって学び続ける力が育まれています。
- 教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中することができており、質の高い教育の持続発展につながっています。
- 子どもたちが多様な他者と考え、話し合い、自分たちで学校をつくっていく経験を積み重ね、自分たちの学びが社会をつくるということを実感しながら学校生活を送っています。
- 多様な大人が、チーム学校、幼保小連携・小中一貫教育、地域運営学校(学校運営協議会)の取組を通して子どもたちの学びを支え、大人自身も学び合いながら、地域に根ざした特色ある教育活動を自立的・協働的に行っています。
- 児童・生徒1人1台のタブレット端末がより日常的に使用され、学習支援ソフトやデジタル教材の活用により、教員がより質の高い授業を展開しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	「必要なときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
2	「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
3	「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
4	「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	区立学校に通う児童・生徒の保護者及び学校関係者を対象とした教育調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 「必要などときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	55.0 (4年度)	60.0	70.0	%
2 「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	90.2 (4年度)	90.0	95.0	%
3 「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	47.4 (4年度)	55.0	65.0	%
4 「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	78.7 (4年度)	87.0	92.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 学び続ける力の育成 【重点】
- 2 ICTを活用した教育の推進 【重点】
- 3 就学前教育の充実
- 4 教員の働き方改革の推進 【重点】
- 5 部活動の充実 【重点】
- 6 地域と共にある学校づくりの充実

※1 チーム学校:校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮することで、子どもたちが必要な資質・能力を確実に身に付けることのできる学校
 ※2 地域運営学校(学校運営協議会):学校運営の基本方針の承認や運営に必要な支援について協議するために、保護者や地域住民等で構成された合議制の機関が学校運営協議会であり、この協議会を設置している学校のこと

1 学び続ける力の育成

【重点】

「人生100年時代」を豊かに生きるために必要な学力・体力・社会性を子どもたちが身に付けることができるよう、その基盤となる知識・技能、思考力や判断力、表現力等の向上を図り、生涯にわたり学び続ける力を育てていきます。

外国語教育は、英語指導助手の配置体制を改め、義務教育9年間を見通し、発達の段階を踏まえて実施していきます。

帰国・外国人児童生徒への日本語指導においては、学校生活への適応を目的とした訪問・補充指導のほか、多文化共生の観点から、杉並区交流協会等と連携して「子ども日本語教室」の充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	教育課題研究 ^{※1} の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 18課題
	中学生パワーアップ 教室 ^{※2} の実施	中学生パワーアップ 教室の実施	中学生パワーアップ 教室の実施	中学生パワーアップ 教室の実施	中学生パワーアップ 教室の実施
	体力づくり教室の実施	体力づくり教室の実施	体力づくり教室の実施	体力づくり教室の実施	体力づくり教室の実施
	外国語教育の充実 小中学校全校	外国語教育の充実 小中学校全校	外国語教育の充実 小中学校全校	外国語教育の充実 小中学校全校	外国語教育の充実 小中学校全校
	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援
子ども日本語教室の実 施	子ども日本語教室の充 実	子ども日本語教室の充 実	子ども日本語教室の充 実	子ども日本語教室の充 実	
経費(百万円)		147	147	149	443

※1 教育課題研究:学習者主体の視点を重視した教育の実現やそのためのICTの利活用の推進など、当面する教育課題について、教員や学校が連携・協働して行う研究

※2 中学生パワーアップ教室:生徒の学び残しやつまずきの解消を図ったり、もっと学びたいという学習意欲に応えたりするために補習の一環として行う事業

2 ICTを活用した教育の推進

【重点】

児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末と学習支援ソフトやデジタル教材を効果的に活用し、一斉学習、個別学習、協働学習など様々な場面での情報収集や課題解決、意見の共有を通して、情報活用能力の育成を図ります。また、学校の臨時休業等の緊急時や登校することのできない児童・生徒に対して、子どもたちの学びを保障するため、ICTを活用した教育を推進します。

さらに、ICTを日常的に活用し、より効果的な授業を展開できるよう、教員のICT活用指導力を向上するための研修を実施します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校
	学校図書館のデジタル 資料活用 検討	学校図書館のデジタル 資料活用 検討	学校図書館のデジタル 資料活用 検討	学校図書館のデジタル 資料活用 検討	学校図書館のデジタル 資料活用 検討
	ICT支援員の配置	ICT支援員の配置・拡 充	ICT支援員の配置・拡 充	ICT支援員の配置・拡 充	ICT支援員の配置・拡 充
	ICT活用研修の実施	ICT活用研修の実施	ICT活用研修の実施	ICT活用研修の実施	ICT活用研修の実施
経費(百万円)		198	197	201	596

3 就学前教育の充実

就学前教育支援センターを拠点として、区内就学前教育施設の保育者の資質向上のための研修や幼児教育アドバイザー^{※1}による若手保育者の育成支援、園運営の相談支援などの取組を総合的・一体的に行います。

また、地域の就学前教育施設と小学校の連携を深め、幼保小連携担当者^{※2}の資質向上を図りながら、就学前教育から小学校教育への学びを円滑につなげるための取組を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 36回
	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園2園 成田西子供園協働研究の実施	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園2園 成田西子供園協働研究の実施	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園2園 成田西子供園協働研究の実施	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園2園 成田西子供園協働研究の実施	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園延べ6園 成田西子供園協働研究の実施
	幼児教育アドバイザーの配置 3名	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》
	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校 幼保小連携の推進 小学校全校
経費(百万円)		1	1	1	3

※1 幼児教育アドバイザー：幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設(機関)を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

※2 幼保小連携担当者：就学前教育施設及び小学校において、幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなぎ、子どもの発達や学びの連続性の保障を図る幼保小連携の取組を担当する保育者及び教員

4 教員の働き方改革の推進

【重点】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる期待や役割は増加し、教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっています。教員が心身の健康を保持しながら、本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整え、質の高い教育を持続発展していくため、教員の働き方改革を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	副校長校務支援員 ^{※1} の配置 16校	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》
	スクール・サポート・スタッフ ^{※2} の配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
	区費教員 ^{※3} の効果的な配置・活用 10校	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計20校)	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計30校)	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計40校)	区費教員の効果的な配置・活用 30校 (累計40校)
	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム導入準備	学校庶務事務システム導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム導入準備・導入・運用 小中学校全校 特別支援学校
経費(百万円)		133	70	40	243

※1 副校長校務支援員：区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。

なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

※2 スクール・サポート・スタッフ：区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

※3 区費教員：区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

5 部活動の充実

【重点】

生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、国及び東京都が部活動に関するガイドラインに示した「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を推進します。また、引き続き、部活動活性化事業^{※1}による指導者の派遣や、部活動指導員、指導補助としての外部指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 ^{※2} の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式 ^{※3})	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討
	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討
	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 4人 (累計16人)	部活動指導員の配置 4人 (累計20人)	部活動指導員の配置 12人 (累計20人)
	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 1,230回/校
	経費(百万円)	75	103	110	288

※1 部活動活性化事業:技術指導を事業者に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託し、実施する活動

※3 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

6 地域と共にある学校づくりの充実

特別支援学校を含む区立学校全校が、学校運営に保護者や地域住民等が参画する地域運営学校(学校運営協議会)となりました。学校の様々な教育活動を支援する学校支援本部や近隣校と一層の連携を図ることにより、地域の多様な大人が、教育の担い手として子どもの学びを支え、子どもとのかかわりを通じて大人自身も学びを深め、協議を活性化し、地域と共にある学校づくりを充実していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援
	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり
	経費(百万円)	0	0	0	0

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

誰一人取り残すことなく、すべての子どもに生涯にわたって学び続ける力を育むためには、障害や疾病、家庭や学校での状況などにより、子どもたち一人ひとりのニーズが異なることを前提に、学びと成長を組織的かつ連続的に支援できる体制を構築する必要があります。家庭・地域・学校・関係機関と行政が連携・協働し、一人ひとりの発達段階や身体的・心理的状态の変化を的確に捉えた支援を行うことにより、個々の子どもに応じたきめ細かな教育を推進します。

施策の現状と課題

- 特別な教育的ニーズを持つ子どもが増加していることから、各学校において、一人ひとりの障害や疾病等に応じた組織的・連続的な支援体制を充実する必要があります。
- いじめや不登校のみならず、教育相談の内容が多様化していることから、各学校において、一人ひとりの悩みや課題など個々の状況に適切に応じることのできる支援体制を充実させる必要があります。
- すべての子どもが地域の中でのびのびと学び成長するためには、家庭・地域・学校・関係機関と行政が各々の役割を果たしながら連携・協働し、支えていくことが欠かせません。
- 増加傾向にある不登校児童・生徒に対して様々な学びの場を確保し、児童・生徒の一人ひとりの社会的自立を目指すため、支援体制を整備する必要があります。

計画最終年度の目標

- すべての子どもが障害や疾病、家庭や学校での状況等にかかわらず、自分の意思と特性・状態に応じて交流したり共に学んだりできる支援体制が充実しています。
- すべての学校において、特別支援教育^{※1}や教育相談に対する教職員の理解が深まり、子どもたちの多様なニーズに対して、早期に適切な支援へとつなげることができています。
- 教育相談体制が充実し、学校内外において子どもや保護者が安心して相談できる環境が整うとともに、一人ひとりの状況に応じた支援が行われています。
- 家庭・地域・学校・関係機関と行政が各々の役割を果たしながら連携・協働し、すべての子どもが地域社会に支えられながら学び、成長しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査
2	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室 ^{※2} ・特別支援学級 ^{※3} ・特別支援学校)	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査
3	学校の教育相談体制に対する保護者の肯定率	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査
4	小中学校における特別支援学級・特別支援学校との交流及び共同学習に対する保護者の肯定率	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	58.7 (4年度)	60.0	70.0	%
2 「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室・特別支援学級・特別支援学校)	76.8 (4年度)	85.0	95.0	%
3 学校の教育相談体制に対する保護者の肯定率	49.9 (4年度)	55.0	70.0	%
4 小中学校における特別支援学級・特別支援学校との交流及び共同学習に対する保護者の肯定率	40.3 (4年度)	75.0	85.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 特別支援教育の充実 【重点】
- 2 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備
- 3 教育相談体制の充実 【重点】
- 4 不登校児童・生徒支援体制の整備 【重点】

- ※1 特別支援教育:特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う
- ※2 特別支援教室:知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童・生徒を対象に、きめ細かな指導と支援を図るため、各校に設置する教室
- ※3 特別支援学級:小学校、中学校において知的障害、言語障害、難聴等の障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置する学級

1 特別支援教育の充実

【重点】

障害等により特別な支援が必要な子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を促進するよう、個別の教育的ニーズに応じた支援体制を充実するとともに、発達の遅れや特性のある子どもたちが、就学前後の切れ目ない支援と一人ひとりの発達段階に応じた適切な教育を受けられるよう相談支援を実施します。

また、特別な配慮を必要とする幼児の学びや発達の支援について一層の充実を図るため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校
	通常学級支援員の配置 77人	通常学級支援員の配置 ・拡充	通常学級支援員の配置 ・拡充	通常学級支援員の配置 ・拡充	通常学級支援員の配置 ・拡充
	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ5,100日	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置
	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施
	就学前教育施設を対象 とする教育支援相談の 実施	就学前教育施設を対象 とする教育支援相談の 実施	就学前教育施設を対象 とする教育支援相談の 実施	就学前教育施設を対象 とする教育支援相談の 実施	就学前教育施設を対象 とする教育支援相談の 実施
	経費(百万円)	13	13	13	39

2 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

特別な支援を必要とする子どもが増加しており、一人ひとりがそれぞれの教育的ニーズに応じた、適切できめ細かな教育や支援を受けることができるよう、済美養護学校の教育環境整備に取り組みます。また、特別支援学級で学ぶ児童数の増加と通学時間等の児童の負担を考慮し、小学校1校に新たに特別支援学級を開設します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	済美養護学校の教育 環境整備 設計0.5所	済美養護学校の教育 環境整備 増築0.7所	済美養護学校の教育 環境整備 増築0.3所	—	済美養護学校の教育 環境整備 増築1所
	小学校特別支援学級 (固定級・知的障害) 改修1校 (累計10校)	小学校特別支援学級 (固定級・知的障害) 開設1校 (累計11校)	—	—	小学校特別支援学級 (固定級・知的障害) 開設1校 (累計11校)
	経費(百万円)	608	1,059	0	1,667

3 教育相談体制の充実

【重点】

子ども一人ひとりの悩みや課題、背景要因に適切に対応できるよう、学校内外の教育相談体制の充実を図ることで、個別の状況に応じたきめ細かな支援を行います。特に、スクールカウンセラー^{※1}の配置日数を拡充するとともに、これまで要請に応じて学校派遣を行っていたスクールソーシャルワーカー^{※2}について、今後は、拠点となる学校へ配置し、近隣校を巡回することにより、学校や地域の実情に応じた効果的な支援を行います。そのうえで、教育相談コーディネーターとして指名・配置された教員を中核に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、校内の教育相談体制を強化していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施
	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
	スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上
	教育SAT ^{※3} 体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実
経費(百万円)		1	1	1	3

※1 スクールカウンセラー: いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

※2 スクールソーシャルワーカー: 問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

※3 教育SAT: 指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人一人の状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	
経費(百万円)		14	13	13	40

※1 さざんかステップアップ教室: 不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ: 不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド: 不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校): 不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に学校施設の老朽改築と長寿命化改修を進め、児童・生徒の安全確保と教育環境の向上を図るとともに、地域における教育の中核的な施設、防災の拠点としての機能を充実します。

また、学校や図書館を区民の多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動を推進するための「学びのプラットフォーム^{※1}」と捉え、誰もが気軽に利用できる仕組みづくりやサービスの充実に取り組んでいきます。

施策の現状と課題

- 学校施設の半数が築50年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築や長寿命化改修を実施することが必要です。
- 学校施設を身近にある地域の公共財として一層活用できるよう、誰もが利用しやすい仕組みを構築することが欠かせません。
- 図書館を交流や学びの場として幅広く活用できるよう、老朽化している図書館の整備を進めるとともに、読書バリアフリー法^{※2}に基づいた視覚障害者等への読書環境の整備やICTの活用を通して、サービスの充実と利便性の向上を図る必要があります。

計画最終年度の目標

- 学校施設の整備、充実が図られ、子どもたちが安全で良好な教育環境の中で学び、過ごしています。
- 学校施設が地域における学びやスポーツ活動、防災の拠点として多くの区民に活用されています。
- 老朽化している図書館の整備やICTを活用した情報提供等により図書館サービスが充実し、交流や学びの場として様々な場面で活用されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	小中学校の老朽改築校数	杉並区立小中学校老朽改築計画(第1次改築計画)及び杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により改築に着手した校数(累計)
2	小中学校の長寿命化改修校数	杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により長寿命化改修に着手した校数(累計)
3	図書館の新規利用登録者数	図書館利用カードを新規交付した人数
4	図書館の区民一人当たりの貸出冊数	年間貸出冊数÷人口



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 小中学校の老朽改築校数	9	14	21	校
2 小中学校の長寿命化改修校数	1	2	5	校
3 図書館の新規利用登録者数	16,356 (4年度)	18,500	20,500	人
4 図書館の区民一人当たりの貸出冊数	7.75 (4年度)	9	11	冊

施策を構成する実行計画事業

- 1 学校施設の有効活用の推進
- 2 区立小中学校の増改築 【重点】
- 3 区立小中学校の長寿命化改修
- 4 ICTを活用した図書館サービスの充実
- 5 図書館の整備

※1 学びのプラットフォーム:身近な学校を、放課後や休日など、学校教育以外の場面で子どもたちや地域のために活用したり、社会教育施設をこれまで以上に活用したりすることで、区民誰もが世代を超えて学び合い、教え合うことができる場を広げていこうとする区独自の考え方
 ※2 読書バリアフリー法:障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するための法律。
 正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年(2019年)6月施行)

1 学校施設の有効活用の推進

学校施設を地域の公共財として一層活用し、地域スポーツ等への利用の幅を広げるため、高円寺学園でのモデル事業の実施・検証を踏まえ、学校施設の利用調整に公共施設予約システム「さざんかねっと」を導入します。

また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう、体育施設のみならず諸室等の有効活用のあり方についても引き続き検討していきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	学校施設の有効活用 モデル実施・検証 1校 拡大に向けた検討	学校施設の有効活用 利用調整の システム化 実施 1校 拡大に向けた準備	学校施設の有効活用 利用調整の システム化 拡大・実施	学校施設の有効活用 利用調整の システム化 実施	学校施設の有効活用 利用調整の システム化 実施 1校 拡大に向けた準備 拡大・実施
	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討
経費(百万円)		11	14	12	37

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
	富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
	杉並第二小学校 改築 0.5校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
	神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
	杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
	西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.3校	西宮中学校 設計 0.7校	西宮中学校 検討 設計 1校
	天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
	—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
	—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
	高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校
経費(百万円)		2,935	8,296	3,449	14,680

3 区立小中学校の長寿命化改修

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、長寿命化が期待できる建物のうち築後40年目の建物について、機能や性能の劣化の回復を目的とした修繕に加え、社会的なニーズに対応するための機能向上を目的とした改修を盛り込んだ、長寿命化改修を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.6校 —	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.3校 杉並第十小学校 長寿命化改修 設計	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.1校 杉並第十小学校 長寿命化改修 改修 0.3校	— 杉並第十小学校 長寿命化改修 改修0.3校	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.4校 杉並第十小学校 長寿命化改修 設計 改修 0.6校
経費(百万円)		529	974	771	2,274

4 ICTを活用した図書館サービスの充実

「学びの場としての図書館」の一層の充実を図るため、区民の調査・研究活動に役立つ外部データベース^{※1}の提供や図書館閲覧席への座席予約システムの導入を進めるとともに、使いやすさやウェブアクセシビリティ^{※2}をより一層向上させた図書館ホームページへと更新するなど、図書館サービスの充実を図ります。また、ICタグシステム^{※3}を導入し、貸出返却の時間の短縮や、本の配架場所の迅速な検索、蔵書点検にかかる時間の短縮等に取り組むとともに、自動貸出機による貸出の自動化等を行い、利用者のプライバシー保護にも配慮した、より便利で快適に利用できる図書館サービスの提供を目指します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	外部データベースの提供 座席予約システム 導入検討 図書館ホームページ 更新検討 ICタグシステムの導入 自動貸出機 1館	外部データベースの提供 座席予約システム 検討・運用開始 図書館ホームページ 検討・更新 ICタグシステムの導入 自動貸出機 12館(累計13館) 予約棚 2館(累計2館)	外部データベースの提供 座席予約システム 運用 図書館ホームページ 運用 ICタグシステムの導入 自動貸出機 —(累計13館) 予約棚 1館(累計3館)	外部データベースの提供 座席予約システム 運用 図書館ホームページ 運用 —	外部データベースの提供 座席予約システム 検討・運用開始・運用 図書館ホームページ 検討・更新・運用 ICタグシステムの導入 自動貸出機 12館(累計13館) 予約棚 3館(累計3館)
経費(百万円)		135	164	94	393

※1 外部データベース:新聞・雑誌記事、判例・法令、百科事典などのオンライン情報を提供する商用のデータベース

※2 ウェブアクセシビリティ:高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

※3 ICタグシステム:図書館資料にICチップとアンテナが組み込まれたタグ(ICタグ)を貼付し、非接触型の蔵書管理を行うシステム

5 図書館の整備

高円寺図書館を移転・改築し、多世代が利用できる(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設として整備します。
また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき、高齢や障害等の理由から読書が困難な利用者に向けた様々な資料の収集や読書環境の整備を進め、図書館サービスの充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	高円寺図書館 改築 0.7館	高円寺図書館 改築 0.3館	—	—	高円寺図書館 改築 0.3館
	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料 ^{※1} の製 作 読書バリアフリー資 料の収集・提供	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料の製作 読書バリアフリー資料 の収集・提供	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料の製作 読書バリアフリー資料 の収集・提供	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料の製作 読書バリアフリー資料 の収集・提供	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料の製作 読書バリアフリー資料 の収集・提供
	高円寺地域の新たな 図書館 検討	高円寺地域の新たな 図書館 検討	高円寺地域の新たな 図書館 検討	高円寺地域の新たな 図書館 検討	高円寺地域の新たな 図書館 検討
経費(百万円)		843	2	2	847

※1 DAISY資料:Digital Accessible Information Systemの略。視覚障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書。音声DAISYと音声を開きながら画像を見るマルチメディアDAISYの2種類がある

施策25 生涯にわたる学びの支援

「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるためには、地域とつながりながら、すべての人が学び続けられ、学び直しができることが重要です。そのために、学校や社会教育施設を「学びのプラットフォーム」として活用するとともに、より身近な地域の施設で事業を実施するなど、区民の身近な地域に学びの環境を整えます。また、他者とかかわり、つながりあいながら、新たな価値を生み出すことや社会の主役となることができる学びの支援を行います。

施策の現状と課題

- すべての区民が学び続け、学び直せる機会を得るためには、学びの機会が身近にあることが必要です。今後は、社会教育施設を拠点としつつ、地域で学んだり活動したりした経験のない人でも気軽に学びの場に参加できるよう、これまで以上の工夫が求められます。
- 区民が身近なところで主体的にいきいきと地域活動に取り組むためには、人づくりや地域づくりにつながる学び合い・教え合いの機会を設けることが必要です。
- 区民が自分の暮らす地域に誇りと愛着を持ち、地域とのつながりを感じながら心豊かに暮らすためには、杉並の歴史や地域に根付いている文化について触れ、学ぶことが必要です。

計画最終年度の目標

- 身近な地域に多様な学びの機会が生まれ、すべての区民が地域の中でいきいきと学び続けています。
- 人と人、人と学びや活動の場をつなげるための支援が充実し、他者とかかわりや学び合い・教え合いを通じて、みんなでより良い地域づくりを行っています。
- 地域の歴史や文化を学ぶ機会が充実し、わがまち杉並の歴史や文化を理解する区民が増えるとともに、区民がわがまちに誇りを持ち、郷土愛が一層育まれています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	区民意向調査
2	地域の行事に参加している児童・生徒の割合	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	6.0 (4年度)	11.0	13.0	%
2 地域の行事に参加している児童・生徒の割合	43.5 (4年度)	53.0	60.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 社会教育士の育成・活用 【重点】
- 2 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
- 3 地域と学校の協働活動の充実
- 4 歴史・文化に親しむ機会の充実 【再掲】 (施策28-1)

1 社会教育士の育成・活用

【重点】

他者とかかわりあいながら力を合わせてより良いまちをつくろうとする地域の人々を、学びを通してつなぎ、広げる取組を進めます。この取組を担う社会教育士^{※1}等の育成と効果的な活用を通じて人々の学びを支援することで、地域の中で主体性を持っていきいきと活動する人を増やし、豊かな地域づくりにつなげます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	社会教育士の育成 社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 試行実施 スキルアップ講座 実施 —	社会教育士の育成 社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 検討	社会教育士の育成 社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 実施	社会教育士の育成 社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 実施	社会教育士の育成 社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 検討・実施
	経費(百万円)	1	1	1	3

※1 社会教育士:地域の教育、福祉、防災、環境、産業など様々な分野における学びの支援を通して、人づくりや地域づくりに携わる役割を担う専門人材

2 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実

誰もが気軽に学びに触れることのできる機会を提供するため、生涯学習分野の様々な事業を学校や社会教育施設をはじめとした区民に身近な地域の施設で実施します。また、民間企業や地域団体等との連携を深めることにより、区民の学習機会を充実させるとともに、新たな学びの担い手の発掘・育成につなげます。

科学教育については、令和5年(2023年)10月に旧杉並第四小学校の跡地を活用して民間事業者が開設した「IMAGIN US(イマジナス)」を拠点に、今後は身近な地域の施設を活用した出前型の事業と、拠点で実施する事業を一体的に進めていくことで、更なる充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 3地域
	成人学習支援の充実 実施	成人学習支援の充実 実施	成人学習支援の充実 実施	成人学習支援の充実 実施	成人学習支援の充実 実施
	科学教育の推進 実施	科学教育の推進 実施	科学教育の推進 実施	科学教育の推進 実施	科学教育の推進 実施
	地域との連携による図書館サービスの充実 実施	地域との連携による図書館サービスの充実 実施	地域との連携による図書館サービスの充実 実施	地域との連携による図書館サービスの充実 実施	地域との連携による図書館サービスの充実 実施
経費(百万円)		23	23	23	69

3 地域と学校の協働活動の充実

誰もが教育の担い手として学び合い、教え合うことのできるまちを目指して、学校の教育活動を支援する学校支援本部や、地域の多様な主体が連携し子どもの育成に係る課題解決に向けて取り組む地域教育推進協議会の活動を支援するとともに、こうした活動に参加する地域の人々のすそ野が広がるよう、地域学校協働活動推進員を配置し、中学校区を単位とした地域教育推進協議会と学校支援本部の連携を強化します。

また、子どもも地域の一員であり、地域づくりの担い手であるという視点に立ち、中学生レスキュー隊をはじめとして、様々な子どもの活躍の場を設けます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校
	地域教育推進協議会の活動支援 4地区	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》
	地域学校協働活動推進員の配置 4名	地域学校協働活動推進員の配置 《4名》	地域学校協働活動推進員の配置 《4名》	地域学校協働活動推進員の配置 《4名》	地域学校協働活動推進員の配置 《4名》
	—	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施 推進
	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校
経費(百万円)		5	5	5	15

施策26 多様な地域活動への支援

高齢化をはじめ、単身世帯や核家族世帯、共働き世帯の増加など社会構造が変化している中で、地域の課題は複雑化・高度化しており、地域の実情に即した対応が求められています。住民自治の主体となる区民一人ひとりが生涯にわたって学び、主体的に地域活動へ参画できるよう、すぎなみ地域大学などにより人材の育成等を進めるとともに、その受け皿となる町会・自治会・NPO等の多様な地域団体の活動を支援します。

施策の現状と課題

- 町会・自治会は、加入率(令和5年(2023年)3月時点44.0%)の低下に加え、役員の高齢化や担い手不足等が進んでおり、活動の活性化のためには、多世代の区民が学び、仲間を広げ、地域社会の担い手として町会等において活躍できるようにしていく必要があります。
- 区民意向調査によると、地域活動に参加している区民の割合(令和4年度(2022年度))は12.4%となっており、区民の社会参加への意欲を地域活動につなげるための更なる取組が求められます。
- 地域活動の担い手を育成するすぎなみ地域大学では、平成18年(2006年)4月の開校以来、累計6,000人を超える受講生が地域活動に参加しました。今後も地域で活躍する人材を育成していく必要があります。

計画最終年度の目標

- 町会・自治会をはじめとする多様な地域団体が、活動の場を必要としている地域人材の受け皿となりながら、互いに連携・協働して地域活動を充実し、自らのまちをより良くする取組を進めています。
- 地域活動の担い手となる人材が自ら学び、育ち、積極的に地域活動に参加することにより、住民自治の基盤となる地域コミュニティの活性化が図られています。
- 多様な地域団体や区民の活動・交流等の拠点となる地域集会施設について、地域バランスを考慮し、計画的に整備されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	地域活動に参加している区民の割合	区民意向調査
2	すぎなみ地域大学講座受講者の地域活動参加者数(累計)	—
3	集会施設の利用率	利用回数÷利用可能回数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 地域活動に参加している区民の割合	12.4 (4年度)	20.0	24.0	%
2 すぎなみ地域大学講座受講者の地域活動参加者数(累計)	6,589 (4年度)	7,000	8,000	人
3 集会施設の利用率	51.3 (4年度)	53.0	55.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 地域活動団体への支援 【重点】
- 2 地域活動を担う人材の育成・支援
- 3 地域活動拠点の整備

1 地域活動団体への支援

【重点】

町会・自治会による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組を支援することにより、町会・自治会が地域人材の受け皿となるとともに、今後の活動の活性化につなげていきます。また、NPO支援基金に基づく助成金の交付や協働提案制度の実施を通して、地域の課題解決に向けた自主的な活動に取り組んでいるNPO法人等の地域団体を支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 13町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 35基 町会・自治会ICT活用 支援 — NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 (仮称)町会・自治会 困りごとサポーター制 度実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 (仮称)町会・自治会 困りごとサポーター制 度実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 (仮称)町会・自治会 困りごとサポーター制 度実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 60町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 180基 町会・自治会ICT活用 支援 (仮称)町会・自治会 困りごとサポーター制 度実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施
	経費(百万円)		13	13	13

2 地域活動を担う人材の育成・支援

すぎなみ地域大学では、地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を学ぶ講座を開講し、区の行政課題を共に解決するための人材や地域課題の解決に取り組む団体の人材など、様々な分野で活躍する人材を育成します。また、すぎなみ協働プラザによる講座の実施や相談業務等の団体への活動支援及び区民のボランティア活動推進を担う杉並ボランティアセンターへの運営補助を通して、地域活動を担う人材の育成・支援を進めていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	すぎなみ地域大学の運営 25講座 すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施 杉並ボランティアセンターの活動支援	すぎなみ地域大学の運営 25講座 すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施 杉並ボランティアセンターの活動支援	すぎなみ地域大学の運営 25講座 すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施 杉並ボランティアセンターの活動支援	すぎなみ地域大学の運営 25講座 すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施 杉並ボランティアセンターの活動支援	すぎなみ地域大学の運営 75講座 すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施 杉並ボランティアセンターの活動支援
	経費(百万円)		23	23	23

3 地域活動拠点の整備

区内7地域におけるコミュニティ形成のための拠点施設として設置している地域区民センターのうち、築40年を経過している荻窪地域区民センターについて、老朽化への対応と機能向上を図るため、長寿命化改修を行います。また、今後のコミュニティふらっとの整備については、各地域における課題や老朽化した施設のあり方について施設利用者や地域住民と共に考えながら、検討していきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪地域区民センター 設計 0.7所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 0.3所	荻窪地域区民センター 改修 0.7所	—	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 1所
	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	—	—	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所
	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所	—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所
経費(百万円)		1,250	1,393	0	2,643